

## 令和元年度 第1回 鎌倉市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和元年(2019年)5月16日(木)午後1時30分から2時10分まで
- 2 場 所 鎌倉商工会議所 102会議室
- 3 出席委員 和田 猛美、石井 正夫、栗山 翔一、高井 久雄、沢辺 節、千代 美和子、山口 泰、蔵並 貴子、山内 由光、金林 茂、佐々木 つぐ巳、矢澤 基一、梅澤 秀子、渡邊 和代  
以上 14名
- 4 出席職員 森保険年金課長、井上課長補佐、池田課長補佐、鈴木事務職員、藤野事務職員

### 5 議事日程

- (1) 令和元年度国民健康保険料の保険料率及び軽減措置について  
(2) その他

### 6 会議の内容

#### (1) 会議概要

- ・ 開会（保険年金課長）
- ・ 会長挨拶及び議事進行（和田会長）
- ・ 本協議会の成立の旨及び傍聴者の報告（事務局）
- ・ 開会宣言（和田会長）

#### (2) 議事概要

議題1 令和元年度国民健康保険料の保険料率及び軽減措置については、池田課長補佐の説明の後、質疑に入った。概要は次のとおり。

山口委員 被保険者数の減少の理由については、後期高齢者の方の増加と非正規雇用（の方の社会保険加入）の増加とあるが、国保特定健診を受診した自営の患者の方が、市から協会けんぽへ切り替えるよう勧められたというお話をされていた。所得や自営の規模等によって、市でそのような誘導を行っているのか。

井上補佐 市民の方に対して通知などは行っていない。電話の中で協会けんぽという選択肢もあると話すことはありえる。

山口委員 保険料について協会けんぽの方が割安になるなどの説明がありえるということか。

井上補佐 ありえるが、協会けんぽの保険料の算定について市では詳細が分からないため、協会けんぽにお尋ねいただくことになる。

栗山委員 被保険者数が減少傾向にある中で、社会保険に関しては年金事務所等も、適用されていない事業所へ調査をし、加入事業所を増やしているという状態である。今後も社会保険へ移行する人数が増えると見込まれる。国保の加入者が減っていくだろうと考えたとき、所得の状況についても前年比13.54%減であり、流れを見ると悪い方向に動いているのではないか。その中で、現状の収納率は19市中で2位であるが、今後被保険者の減少により保険料率を上げていかざるを得ないのではないかと思うが、鎌倉市ではどのくらい先を見越して考えているのか。

森課長 10年くらい先の予測をしている。高齢化により、1,000人から2,000人近くが後期へ移行し、被保数が減ることで、それに対する医療費が減り、皆様の負担も減る。

鎌倉市の平均所得は、100万円程度であるが、所得総額は減少傾向にある。平成30年度は株の影響で増となったが、令和元年度は株の申告制度の影響もあり、60億円の減少となっている。

鎌倉市の平均所得は、おそらく今後も100万円程度であり他市に比べ若干多い中で、大きな変化はないと考える。人数の減少のなかで、収納できる保険料と給付にかかる費用が均衡するようであれば問題ないと考える。

医療の診療報酬の改定もあるため、それについても考慮しなければならないと考える。

山口委員 所得が60億円と13%ほど減っているのに対して、加入者は4.2%減少している。所得の大きい方が国保から抜けたという

ことか。

森課長 後期への移行に関して、高齢の方は株を所持している場合がある。株について、政府により申告方法が明確化され、所得税と住民税での申告方法を分けられることとなった。上場株式配当等について、証券会社の源泉口座内で利益が出た場合等は20%の源泉が行われる。これについて確定申告をした場合、これまでは、確定申告をしたものは住民税にも反映されたが、所得税では申告し住民税では申告不要とする制度の明確化により、所得額に影響があったと考える。

石井委員 株について、申告した人と申告不要とした人とで平等性がなくなるのではないか。市で、配当があればそれを除外して計算することはしないのか。

池田補佐 株の申告不要制度は、税務署が積極的に制度について案内を行っている。税務署から市へ案内があったために、窓口での問い合わせも多くあった。確定申告の中で、申告を行うと合算して計算されるが、申告を行わないと合算されないため、その不平等を解消するために平成30年度から申告不要制度が明確化された。申告により本人に利益がある場合もあるため、本人が選択できるようにしたようである。

石井委員 医療費控除の計算にあたって、医療費の明細書で申告できるようになった。医療費の明細書に医療費の総額が記載されているところとされていないところがあるが、統一できないか。また、2回に分けて送られてくるのをうまくできないか。

井上補佐 鎌倉では、1月から11月分を1月末に、12月分を2月末にお送りしている。総額の医療費については、保険適用のもののみお知らせしている。医療費の中で保険対象外のものがあれば、併せて申告すれば保険内のものと保険外のものも申告することができる制度である。

和田会長 保険料は平均5,100円程度の増額ということだが、高い人はどのくらいなのか。

森課長 所得により、30,000円程度増額となる人もいる。所得100万円程度の人であれば、8,000円程度の増額となり、所得でお

よそ13%程度となる。

質疑終了後、議題1については、原案のとおり承認された。

その他、運営協議会の年間計画と、被保険者証及び高齢受給者証の一体化について報告を行い、これを以って、令和元年度第1回鎌倉市国民健康保険運営協議会は終了した。